

# 水銀に関する水俣条約第5回締約国会議 COP5について 資料4⑨

- 令和5年10月30日（月）から同年11月3日（金）まで、スイス・ジュネーブにおいて「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議」が開催。
- 日本からは外務省、経済産業省及び環境省の担当者が現地で交渉。我が国は、主要な議題を交渉する会合において共同議長を務め、4本の決議案の最終化に積極的に貢献。
- 水銀添加製品の規制の見直し、規制の対象となる水銀汚染廃棄物のしきい値等に関して議論が行われ、以下のとおり製造・輸出入を廃止する製品を追加、また、条約上の水銀汚染廃棄物のしきい値を水銀含有濃度1kg当たり15mgとすることに合意。

## <2025年末に製造・輸出入を廃止する製品>

- 一般照明用の安定器内蔵型コンパクト形蛍光ランプ（電球形蛍光ランプ）
- 電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ（CCFL）・外部電極蛍光ランプ（EEFL）
- 脈波計用のひずみゲージ
- 電気電子式計測器（溶融圧力変換機、溶融圧力伝送器、溶融圧力センサー）
- 酸化銀ボタン電池・空気亜鉛ボタン電池（Hg含有濃度2%未満のもの）
- 高精度装置用の水銀スイッチ・リレー（研究開発用途を除く）
- 化粧品（Hg含有量基準なし）



（写真）会期中連日行われた数百人規模の交渉会合を日本が主導

## <2026年末に製造・輸出入を廃止する製品>

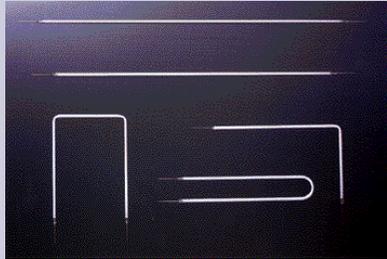
- 一般照明用の安定器非内蔵型コンパクト形蛍光ランプ
- 一般照明用の直管・非直管蛍光ランプ（ハロりん酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの）

## <2027年末に製造・輸出入を廃止する製品>

- 一般照明用の直管・非直管蛍光ランプ（三波長形の蛍光体を用いたもの）

※赤字が今回追加された製品  
※蛍光ランプについての詳細は次ページ参照

# ランプに関する規制措置

ランプの種類	CFLi (電球形 蛍光ランプ)	CFLni (コンパクト形 蛍光ランプ)	LFL (直管形 蛍光ランプ)	NFLs (非直管形 蛍光ランプ)	CCFL/EEFL (冷陰極蛍光ランプ 及び外部電極蛍光 ランプ)
写真					
最初の 条約規制 (廃止期限)	一般照明用 30W以下、Hg 5mg超 (2020年)		一般照明用 ＜三波長形蛍光体＞ 60W未満、Hg 5mg超  ＜ハロリン酸塩蛍光体＞ 40W以下、Hg 10mg超 (2020年)	-	電子ディスプレイ用 長さ500mm以下: 3.5mg超 長さ500mm超、1,500mm以下: 5mg超 長さ1,500mm超: 13mg超 (2020年)
追加 条約規制 (廃止期限)	一般照明用 30W以下、 水銀含有5mg以下 (2025年)	一般照明用 30W以下、 水銀含有5mg以下 (2026年)	一般照明用 ＜三波長形蛍光体＞ 60W未満、Hg 5mg以下 60W以上、Hg 5mg以下 60W以上、Hg 5mg超 (2027年)  ＜ハロリン酸塩蛍光体＞ 40W以下、Hg 10mg以下 40W超、水銀含有全て (2026年)	一般照明用 ＜三波長蛍光体＞ 全てのW(2027年)  ＜ハロリン酸塩蛍光体＞ 全てのW(2026年)	種類にかかわらず 水銀含有のものすべて (2025年)

※赤字が今回追加された製品



COP5までで、全ての一般照明用蛍光灯について「製造」「輸出入」の廃止期限が決定